

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表  
○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 <b>日本脳炎精製不活化ワクチン</b></p> <p>動生剤基準の日本脳炎精製不活化ワクチンの3.4.8に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 <b>日本脳炎精製不活化ワクチン</b></p> <p>動生剤基準の日本脳炎精製不活化ワクチンの<u>3.4.3、3.4.7及び3.4.8</u>に規定するところにより、<u>これらに規定する試験を行うものとする。</u> <u>また、小分製品について同基準の日本脳炎精製不活化ワクチンの3.2.1の規定を準用して試験を行うものとする。</u></p>